

		ストックヤード型	フィールド利用型		農業生産型		エネルギー生産型
コンセプト		コンテナ置き場やモータープール 資材等の仮置き場	スポーツ・レクリエーションなどでの集客施設 実証実験等のフィールド		農業や畜産業の生産拠点		太陽光発電等の再生可能エネルギーの発電拠点
具体の利用策		コンテナヤード モータープール 等	キャンプ場 RVパーク	オフロードレース場	牧草	野菜・果樹	太陽光発電施設
事業者公募手法		一般競争入札	公募型プロポーザル		公募型プロポーザル		公募型プロポーザル
参画候補		○	○	○	○	△	×
○：あり、△：条件による、×：なし							
実現可能性	事業(貸付)期間 (15年程度)	○	○	○	○	×	×
		10年程度～	10年程度～		10年程度～	15年以上～	20年以上～
	引渡条件 (現況有姿)	×	△	△	○	△	×
		・舗装された進入路の整備 ・伐木・整地 ・地盤嵩上げ・造成(排水機能改善)	・現況地盤のままでの引渡しも可能 ・一般客向けの進入路の整備、安全対策が必要		・目立つ樹木の伐木、伐根が必要	・地盤嵩上げ・造成(排水機能改善)	・地盤嵩上げ・造成(排水機能改善)
	周辺環境への影響 (チュウヒ等への配慮)	△	△	×	○	○	△
		・工事に伴う騒音や人工物の設置等によるチュウヒ等への影響がある ・ヤードに保管するものによっては土壌・周辺海域への影響を考慮する必要がある	・不特定多数の人の出入りによるチュウヒ等への影響がある	・オフロードレースの騒音はチュウヒ等への影響が大きい ・不特定多数の人の出入りによるチュウヒ等への影響がある	・肥料等による土壌・周辺海域への影響を考慮する必要あり ・作業時の人の出入りによるチュウヒ等への影響は少ない		・工事に伴う騒音や人工物の設置等によるチュウヒ等への影響がある
	暫定利用 までの スケジュール (着手まで1～2年程度)	×	○	○	○	○	△
		【暫定利用までの必要期間】 5年程度(嵩上げ除く) ・県としての基盤整備に多くの予算・時間が必要 ・事業者の事業計画・意向の決定に時間が必要 ⇒ R7年度 事業条件検討 R8～11年度 道路等の調査・設計、工事 R11年度 事業者選定 R12年度 暫定利用着手	【暫定利用までの必要期間】 1～2年程度 ・現況引き渡しが可能となる可能性もあり、条件によっては、早期の事業着手が可能 ⇒ R7年度 事業条件検討 R8年度 事業者選定・暫定利用着手		【暫定利用までの必要期間】 1～2年程度(嵩上げ除く) ・関心がある事業者自らが基盤整備を行うことも十分想定されるため、条件によっては、早期の事業着手が可能(現況の通路をそのまま使用可能) ⇒ R7年度 事業条件検討 R8年度 事業者選定・暫定利用着手		【暫定利用までの必要期間】 1～2年程度(嵩上げ除く) + 環境アセスメント(4年程度) ・事業者における事業計画の決定に時間が必要 ⇒ R7年度 事業条件検討 R8年度 事業者選定・暫定利用着手 ※ 環境アセスメント(4年程度)
必要な設備 (舗装なし進入路・電気・ 地下水井戸)	△	△	△	○	△	○	
	・電気、水道	・電気、水道、トイレ		－ (雨水のみで可)		・水道(地下水)	・電気
留意すべき法規制		・都市計画法 ・環境影響評価法、三重県環境影響評価条例 ・盛土規制法 等	・都市計画法 ・三重県自然環境保全条例 ・環境影響評価法、三重県環境影響評価条例 ・農業振興地域の整備に関する法律 ・景観法 等		・都市計画法 ・農業振興地域の整備に関する法律 ・三重県自然環境保全条例 ・景観法 等		・都市計画法 ・景観法 ・三重県自然環境保全条例 ・環境影響評価法、三重県環境影響評価条例 等
メリット		・事業用地として一定の貸付料が見込める ・隣接する名古屋港周辺ではヤードが不足しているため、事業者のニーズあり	・県としての基盤整備が少なく済む可能性が高く、早期の暫定利用着手が可能 ・地元から要望のある「にぎわいの創出」が可能 ・木曽岬干拓地の知名度向上が期待できる		・(牧草)県としての基盤整備が少なく、早期の暫定利用着手が可能 ・(牧草)広範囲での一括した利用が可能 ・現行の土地利用計画(農業体験)との乖離が少なく、チュウヒ等への影響が少ない		・一定の土地貸付料が見込める
デメリット		・地元要望(にぎわいの創出)との乖離がある ・暫定利用着手までの期間が長く、暫定利用期間が短くなる可能性がある	・必要面積が3ha以下程度、他の利用策との複合利用が必要 ・不特定多数の出入りや騒音によるチュウヒ等の環境への影響が懸念される ・一般客向けの進入路の整備・セキュリティ対策・災害時の避難想定などが必要 ・参画意向のある事業者の希望貸付料が安価		・土壌環境が栽培の可否に影響する可能性がある ・農業生産のみの場合、地元要望(にぎわいの創出)との乖離がある ・参画意向のある事業者の希望貸付料が安価 ・現況地目(雑種地)と利用用途(牧草・放牧地、農地)との乖離がある ・肥料等による土壌・周辺海域への影響を検討する必要がある ・野菜・果樹の露地栽培では排水機能改善が必要であり、ハウス栽培はハザードへの懸念が高い		・環境アセスメント(所要期間4年程度)が必要 ・ハザードへの懸念が高く、利用期間もマッチしない